

添付法令資料 3 :

ノンバンク金融サービス機構による情報技術利用におけるリスクマネジメントの  
適用に関する 2021 年 3 月 9 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則

No.4/POJK.05/2021 (目次)

同月 17 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 情報技術リスクマネジメントの範囲 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 取締役及び監査役会の能動的監督 (第 5 条ないし第 8 条)
- 第 4 章 情報技術の利用ポリシー及び手続の充足 (第 9 条及び第 10 条)
- 第 5 章 情報技術の利用リスクの特定、測定、管理及び監視プロセスの充足 (第 11 条ないし第 17 条)
- 第 6 章 情報技術の利用に対する内部統制システム (第 18 条ないし第 20 条)
- 第 7 章 LJKNB (ノンバンク金融サービス機構) 及び／又は情報技術サービス提供者による情報技術の運用
  - 第 1 節 通則 (第 21 条及び第 22 条)
  - 第 2 節 データセンター及び／又はディザスタリカバリセンターへの電子システムの配置 (第 23 条及び第 24 条)
  - 第 3 節 サービス提供者による情報技術ベースの取引処理の実施 (第 25 条及び第 26 条)
- 第 8 章 電子金融サービス (第 27 条ないし第 29 条)
- 第 9 章 消費者の個人データの機密保持 (第 30 条)
- 第 10 章 報告 (第 31 条)
- 第 11 章 調査 (第 32 条)
- 第 12 章 雑則 (第 33 条)
- 第 13 章 法令遵守の執行
  - 第 1 節 行政処分 (第 34 条)
  - 第 2 節 LJKNB 主要当事者に対するリスク等級及び健全性等級の評価結果の引下げ並びに再評価 (第 35 条)
- 第 14 章 経過規定 (第 36 条ないし第 39 条)
- 第 15 章 終則 (第 40 条ないし第 43 条)